

令和3年度 第1回 静岡市多文化共生協議会

日時 令和3年5月25日(火) 19:00~20:30

場所 静岡市役所静岡庁舎8階 市長公室

次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱式
- 3 委員紹介
- 4 会長、副会長の選出（資料1）
- 5 市長との意見交換（資料2～3）
- 6 その他
- 7 閉 会

配付資料

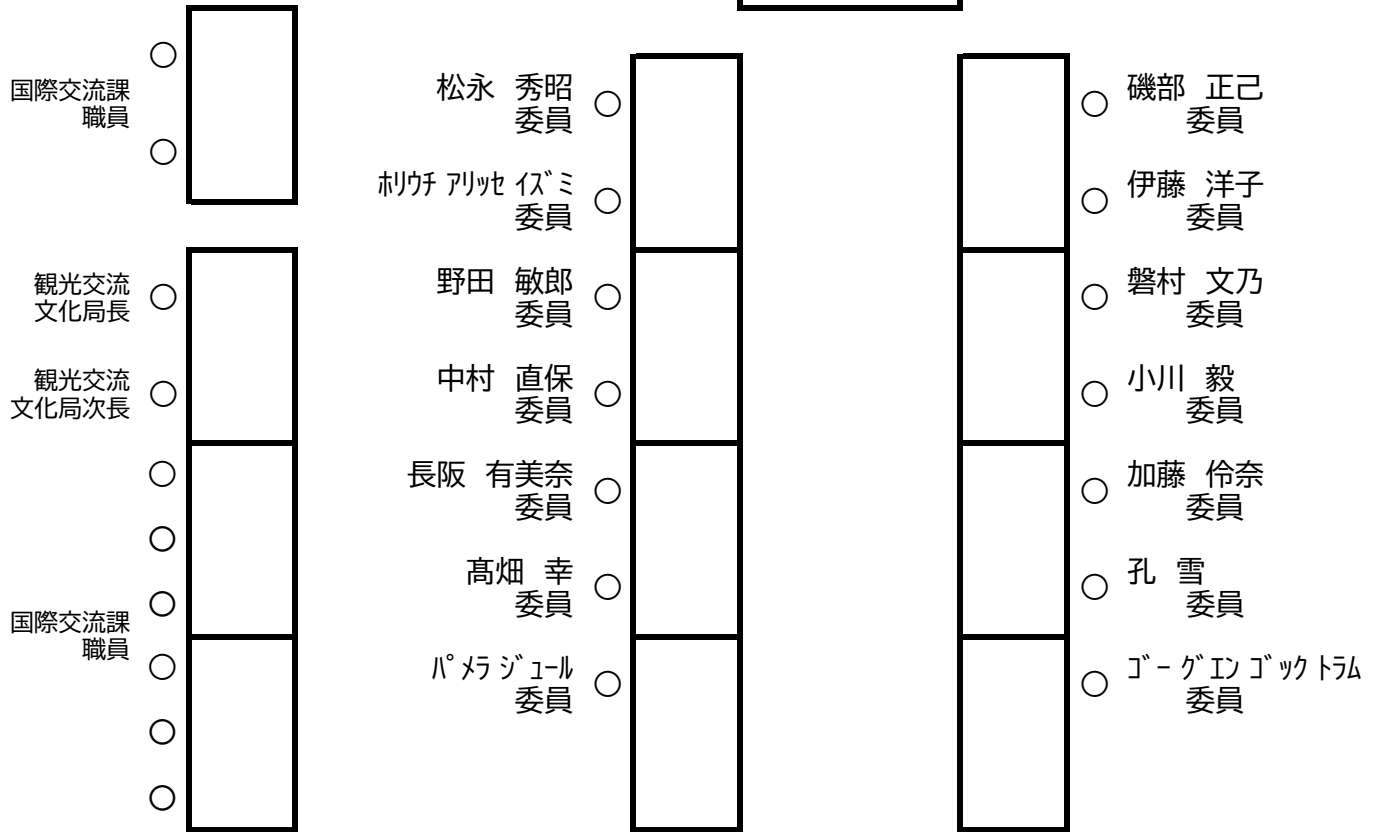
- ・ 次第
- ・ 席次表
- ・ 委員名簿
- ・ 資料1 静岡市附属機関設置条例（抄）
- ・ 資料2 （仮称）多文化共生のまち推進条例及び次期計画の策定について（案）
- ・ 資料3 多文化共生に係る現況
- ・ メモ用紙
- ・ 委嘱状

第1回 静岡市多文化共生協議会 席次表

場所 静岡市役所静岡庁舎8階 市長公室

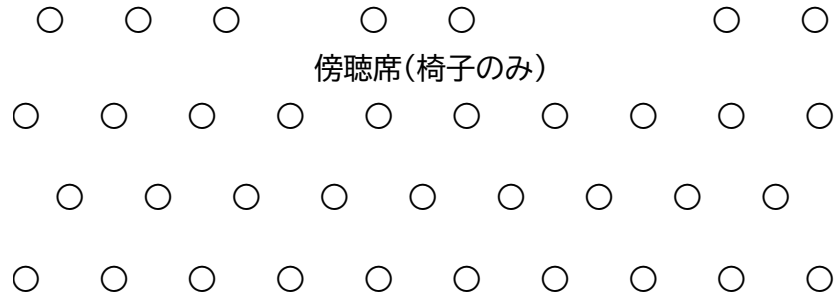
司会:国際交流課長

市長



報道席

報道席



静岡市多文化共生協議会 委員名簿

(第10期:2021.5.25.委嘱/氏名50音順)

No.	ふりがな 氏名(敬称略)	委員区分
1	いそべ まさみ 磯部 正己	関係団体代表 (一般財団法人静岡市国際交流協会)
2	いとう ようこ 伊藤 洋子	外国籍等市民
3	いむら ふみの 磐村 文乃	公募市民
4	おかわ たけし 小川 毅	関係団体代表 (静岡市校長会)
5	かとう れいな 加藤 伶奈	公募市民
6	こう ゆき 孔 雪	公募市民
7	ゴー グエン ゴック トラム	外国籍等市民
8	パメラ ジュール	外国籍等市民
9	たかはた さち 高畑 幸	有識者
10	ながさか あるび な 長阪 有美奈	外国籍等市民
11	なかむら なおやす 中村 直保	関係団体代表 (静岡市自治会連合会)
12	のだ としろう 野田 敏郎	有識者
13	ホリウチ アリッセ イズミ	有識者
14	まつなが ひであき 松永 秀昭	関係団体代表 (静岡商工会議所)

○静岡市附属機関設置条例（抄）

平成30年3月20日

条例第17号

改正 平成30年12月13日条例第79号

平成31年3月20日条例第5号

令和3年3月11日条例第5号

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく本市の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 市の執行機関及び公営企業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として、別表第1に掲げる附属機関を設置する。

- 2 前項の規定によるもののほか、執行機関等は、必要の都度、別表第2に掲げる附属機関を設置する。
- 3 前2項の規定によるもののほか、執行機関等が必要であると認めるときは、臨時的事務を処理するための附属機関（設置期間が1年以内のものに限る。）を設置する。
- 4 前項の附属機関の細目は、必要の都度、この条例の規定に準じて、執行機関等の規則（公営企業管理者にあつては、管理規程をいう。以下同じ。）で定める。

（所掌事務）

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の所掌事務の欄に定めるとおりとする。

（組織）

第4条 附属機関の委員の定数は、別表第1及び別表第2の定数の欄に定めるとおりとする。

- 2 委員は、別表第1及び別表第2の委員の構成の欄に定める者並びに執行機関等が必要であると認める者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。
- 3 執行機関等は、市民を附属機関の委員に委嘱する場合は、その選任の方法を公募によるよう努めるものとする。
- 4 執行機関等は、特別の事項を調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

（委員）

第5条 委員の任期は、別表第1及び別表第2の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、臨時委員は、その者の委嘱又は任命に係る特別な事項に関する調査審議が終了したときは、当該委嘱又は任命を解かれるものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長等）

第6条 附属機関に会長又は委員長（以下「会長等」という。）を置き、会長等は、別表第1及び別表第2の会長等の欄に定める者とする。

- 2 会長等は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。
- 3 会長等は、附属機関の会議の議長となる。
- 4 附属機関に、会長等の指名により、副会長又は副委員長を置く。

5 副会長又は副委員長は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、会長等が招集する。

2 附属機関は、委員（臨時委員を含む。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席委員（臨時委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長等の決するところによる。

(部会)

第8条 執行機関等は、執行機関等の規則に定めるところにより、執行機関等の規則に定める事項を処理するため、附属機関に部会を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時に部会を置くことができる。

3 附属機関は、会長等が附属機関に諮って定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(意見の聴取)

第9条 附属機関は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、会長等が附属機関に諮って定める。

附 則（令和3年3月11日条例第5号）

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条から第6条まで関係）

(平30条例79・平31条例5・令3条例5一部改正)

1 市長

附属機関	所掌事務	定数	委員の構成	任期	会長等
静岡市多文化共生協議会	多文化共生に係る基本的施策及び重要事項について審議すること。	14人以内	1 多文化共生に関し優れた識見を有する者 2 関係団体を代表する者 3 外国籍を有する者等であって、市内に1年以上連続して居住する者 4 日本国籍を有する市民	2年	委員の互選により定める者



(仮称)多文化共生のまち推進条例及び次期計画の策定について (案)

条例の趣旨

本市が目指す多文化共生社会に関する理念と施策推進の基本的事項を定め、市民一人ひとりが多文化共生のまちづくりに主体的に関わることをねらいとする

人口減少社会において
ともに暮らす仲間である外国人住民の増加
7,958人 (2015.3) ⇒ 11,097人 (2021.3) **約40%増**

- ・コミュニケーション、生活支援の充実
 - ・市民の多文化共生意識の一層の醸成
 - ・外国人住民による地域活性化の推進
- ～さらなる多文化共生の推進が重要～

(参考)「マニフェスト2019」より

約束 20

多文化共生のための条例をつくります。

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを尊重し、ともにこの静岡市で暮らすことができるよう、「(仮称)静岡市多文化共生のまち推進条例」を制定し、相互理解と思いやりにあふれるまちづくりを実現します。

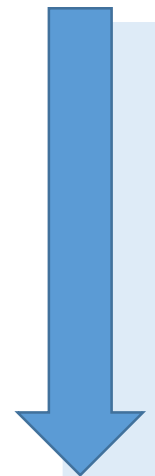
(参考)「地方における多文化共生プラン」(2020.9.総務省)より

外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化に対応することが必要。

(仮称)多文化共生のまち推進条例

- ◆ 「多様な個性を持つ市民が互いに尊重し、共生することができる社会的包摂 (ソーシャル・イクルージョン) の理念」(2019年6月議会市長答弁抜粋)を盛りこむ。
- ◆ 条例の構成は次のようなものを予定。
「基本理念」、「市・民間の団体・市民の責務」、「多文化共生推進計画の柱」、「推進体制」など
- ◆ 多文化共生推進計画の柱を分かりやすく具体的に表し独自性ある条例を予定。
「日本語教育の環境整備」、「多文化共生の意識を支える人材育成」、「外国人とともに進める地域活性化」など

内容は今後議論していく

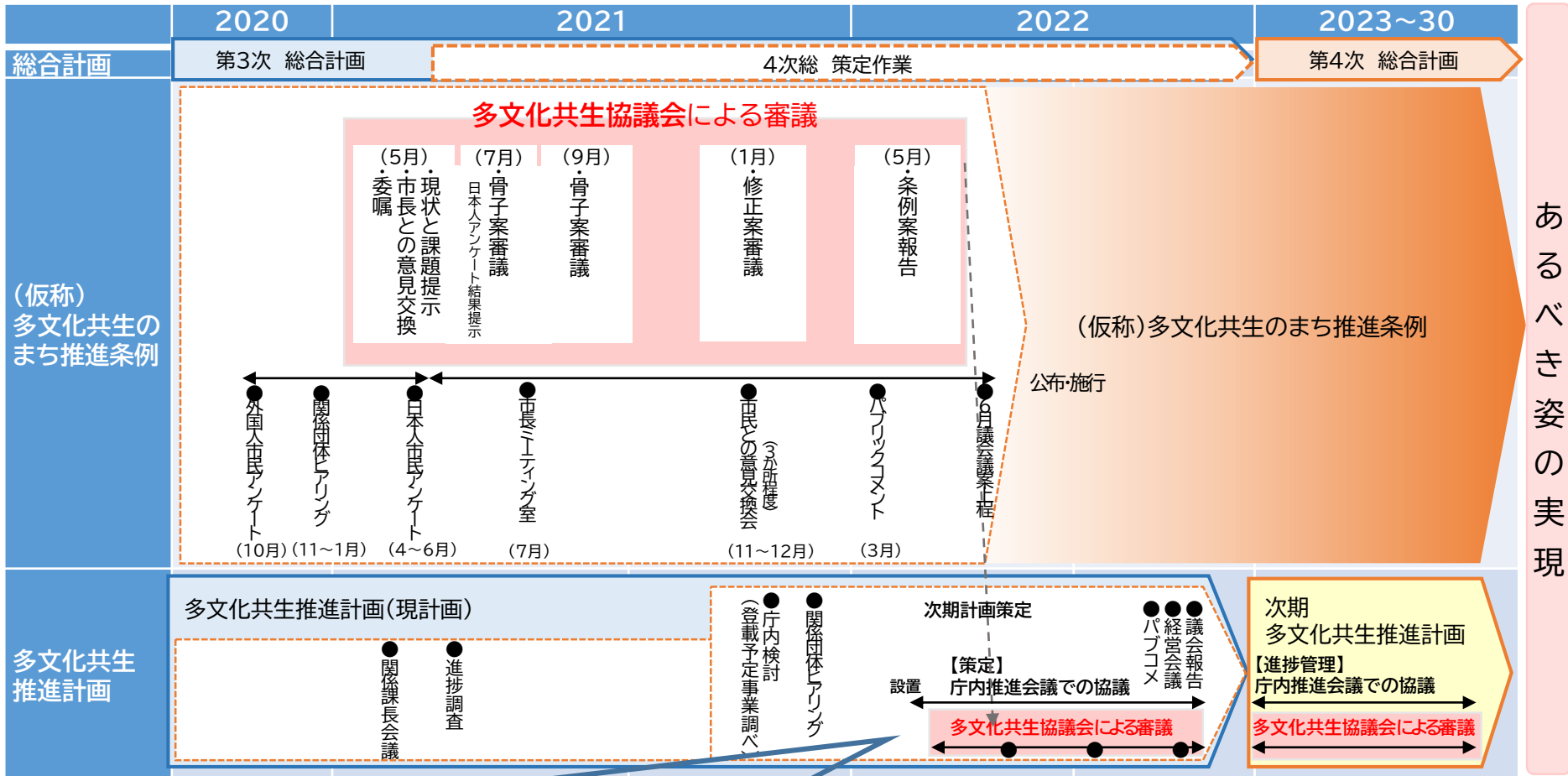


2030年の
あるべき姿(案)

誰もが安心安全に滞在・生活でき、日本語や英語をはじめ多様な言葉を通じて相互の文化・習慣を理解し、日本人も外国人も至るところで心の国際交流ができる世界に輝く静岡の実現
～2019年10月2日「(仮称)多文化共生のまち推進条例のビジョン・工程表」より引用～

スケジュール(案)

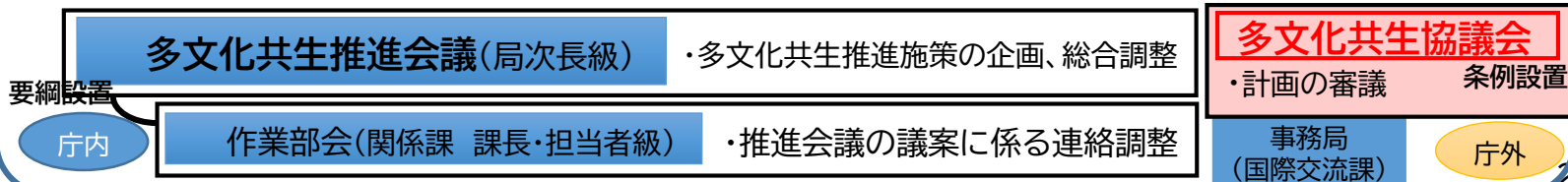
あるべき姿の実現のため、「(仮称)多文化共生のまち推進条例」の策定を進め、2022年6月議会に上程(7月制定)、2023年3月までに、次期「多文化共生推進計画(計画期間:2023~2030)」を策定する。



あるべき姿の実現

多文化共生推進計画の推進体制(案)

次期多文化共生推進計画の策定と進捗管理を行う「(仮称)多文化共生推進会議」、同作業部会を2022年度から設置する。



多文化共生に係る現況

2021(令和3)年5月 途中経過

静岡市 観光交流文化局 国際交流課

○ 現況分析にあたっての各項目の整理

分類	項目	説明
環境	1 社会情勢	多文化共生をとりまく国の動き、条例制定の他都市の状況
	2 統計情報	統計から把握する静岡市の特色
市民の実態・意識	3 外国人住民アンケート(2020年度)	外国人住民3,000人を対象にした実態調査(有効回収票890、29.7%)
	4 日本人住民アンケート(2021年度)	日本人住民2,000人を対象にした意識調査
	5 関係団体ヒアリング(2020～21年度)	外国人を雇用する事業所、留学生が通う学校、技能実習生を監理する監理団体、外国人住民が多く居住する地域の自治会・町内会
行政施策	6 多文化共生推進計画(2015～2022年度)	現行の多文化共生推進計画の進捗状況
	7 多文化共生協議会からの提言(2019～2020年度)	多文化共生協議会からの提言に関する対応状況

1 社会情勢

2006年から国をあげて進められてきた「多文化共生」に関する取組は、入管制度の改正による在留外国人の増加やSDGs実現に向けた新しい時代のニーズへの対応等を踏まえ、さらなる事業推進のための具体的方策の策定が地方に求められている。

① 入国管理制度等の改正

- ・2010年7月、在留資格「技能実習」が創設され、雇用契約に基づく技能等修得活動目的の入国者が急増した。
- ・2019年4月、在留資格「特定技能」が創設され、人手不足に対応困難な産業分野で即戦力となる外国人受入の仕組みが構築された。

② 多様性と包摂性のある社会の実現(ダイバーシティ&ソーシャル・インクルージョン)

- ・2015年9月、国連総会において、誰ひとり取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標を定めた「持続可能な開発目標(SDGs)」が全会一致で採択された。
- ・2019年4月、静岡市は、「SDGs実施指針」を策定した。

③ デジタル化の進展

- ・スマートフォンの音声翻訳アプリなどコミュニケーション支援ツールの普及とともに、国では、「AI同時通訳」の実現化に向けた技術の研究開発が進められている。

④ 気象災害の激甚化等

- ・「南海トラフ地震」の発生予測などを踏まえ、国では、外国人が必要とする防災・気象情報の多言語化が進められている。

⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響

- ・新型コロナウイルス感染症が拡大する中、出入国在留管理庁では、帰国困難者の在留資格変更等、柔軟な措置が講じられているほか、技能実習生の雇用維持支援が行われている。
- ・静岡市は、外国人住民向けの新型コロナウイルス感染症関連ホームページを設け、国、県、静岡市国際交流協会等と連携して、関連情報を発信している。

参考:国の多文化共生関連方針等

『生活者としての外国人』に関する総合的対応策(2006年12月)

「日系定住外国人施策に関する基本指針」(2010年8月)、「日系定住外国人施策に関する行動計画」(2011年3月)

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(2018年12月)

「地域における多文化共生推進プラン」(2006年3月、2020年9月改訂)

○ 総務省「地域における多文化共生推進プラン」改訂の概要

「地域における多文化共生推進プラン」改訂の概要

現行プラン(2006年)

[背景・趣旨]

- 日系南米人等の外国人住民の増加を背景に、従来の「国際交流」や「国際協力」に加え、「地域における多文化共生」の推進が必要。
- 都道府県・市区町村における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、外国人を地域で生活する住民として捉える観点から、総務省プランを策定。

[施策]

① コミュニケーション支援

地域における情報の多言語化
日本語及び日本社会に関する学習支援

② 生活支援

居住	教育
労働環境	医療・保健・福祉
防災	

③ 多文化共生の地域づくり

地域社会に対する意識啓発
外国人住民の自立と社会参画

多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備
地域における各主体の役割分担と連携・協働

改訂プラン(2020年)

[背景・趣旨]

- 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化に対応することが必要。
- 社会経済情勢の変化を経た上で多文化共生施策を推進する今日的意義は次のとおり。
 - (1)多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築
 - (2)外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献
 - (3)地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保
 - (4)受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現

[施策]

① コミュニケーション支援

行政・生活情報の多言語化 (ICTを活用)、相談体制の整備
日本語教育の推進 | 生活オリエンテーションの実施

② 生活支援

教育機会の確保 | 適正な労働環境の確保 | 災害時の支援体制の整備
医療・保健サービスの提供 | 子ども・子育て及び福祉サービスの提供
住宅確保のための支援 | 感染症流行時における対応

③ 意識啓発と社会参画支援

多文化共生の意識啓発・醸成 | 外国人住民の社会参画支援

④ 地域活性化の推進やグローバル化への対応

外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応
留学生の地域における就職促進

多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備 | 地域における各主体との連携・協働

多文化共生の推進に係る指針・計画の策定

多文化共生に関する条例を定める自治体は多くない。県では、静岡県、宮城県、群馬県（R3年4月制定）の3か所、政令指定都市では、神戸市のみ。神戸市条例（R1年6月制定）は、不当差別の解消が趣旨であり、本市が目指そうとする多文化共生社会の実現に向けたものと性質が異なる。

○ 多文化共生推進に係る先進条例（例）

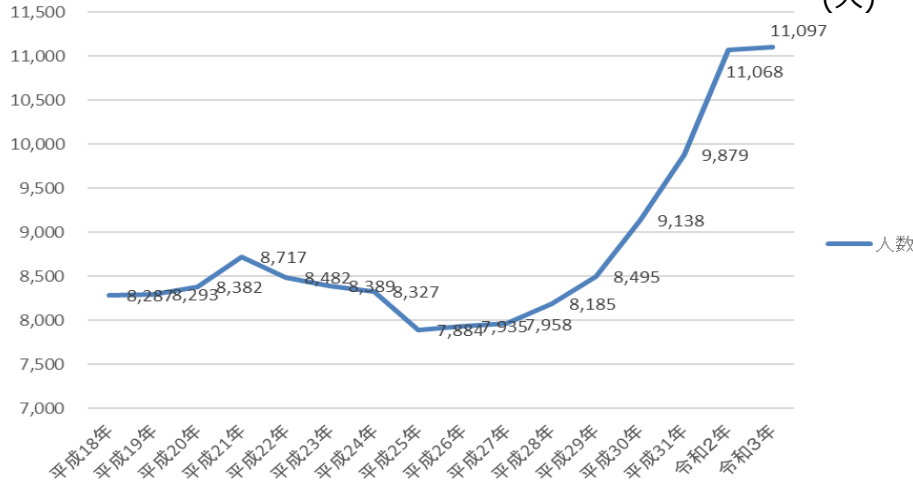
自治体	静岡県	宮城県	神戸市	半田市
名称	多文化共生推進基本条例	多文化共生社会の形成の推進に関する条例	外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例	多文化共生社会の推進に関する条例
策定年	H20.12	H19.7	R1.6	H31.4
目的	県、県民及び企業その他の民間の団体の責務を明らかにするとともに、多文化共生の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、多文化共生施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって多文化共生社会を実現すること	基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、多文化共生社会の形成の推進に関する施策の基本となる事項を定めて総合的かつ計画的に施策を推進することにより、国籍、民族等の違いにかかわらず県民の人権の尊重及び社会参画が図られる地域社会の形成を促進し、もって豊かで活力ある社会の実現に寄与すること	表現の自由その他の自由及び権利を保障する日本国憲法を遵守しつつ外国人に対する不当な差別を解消するとともに、それぞれの文化を尊重し合い共に生きる多文化共生社会を構築するため、その取組について、基本的施策を定め、これを推進すること	基本理念を定め、市、議会、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、多文化共生社会の推進に関する施策の基本となる事項を定めて総合的かつ計画的に施策を推進することにより、国籍、民族等の違いにかかわらず市民の人権が尊重され社会参画が図られる地域社会の形成を促進し、もって豊かで活力ある社会の実現
基本理念	—	<ul style="list-style-type: none"> ・人権の尊重 ・県民の主体的な参画 ・適切な役割分担の下での協働 ・国際的な人権保障の取組の留意 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・人権の尊重 ・市民の主体的参画 ・市、議会、事業者、市民等の適切な役割分担の下での協働
県・市の責務	○	○	—	○
議会の責務	—	—	—	○
事業者の責務	○	○	—	○
団体の責務	—	—	—	—
県・市民の責務	○	○	○	○
推進計画	推進基本計画	○	—	○
委員会	審議会	審議会	—	—
団体等の活動支援	情報の提供その他の必要な支援	情報の提供その他の必要な支援	—	情報の提供その他の必要な支援
教育の充実	—	学校教育・社会教育の充実	外国人に対する不当な差別を解消するための教育活動の実施	外国にルーツを持つ子どもたちも学べる学習環境の整備
報告	年次報告・公表	議会報告(毎年度公表)	議会報告(毎年度)	—
財政措置	—	○	○	○
調査研究	○	○	—	○
広報活動	啓発活動	—	啓発活動・情報提供	—
その他特徴等	・市町との協働	<ul style="list-style-type: none"> ・推進体制の整備 ・苦情処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進体制の整備

2 統計情報

外国人住民数は2013（平成25）年から毎年増加している。新型コロナウイルスの影響で2020（令和2）年の伸びは減ったが、近年急増している。人口に占める外国人住民の割合は1.6%で指定都市の中では少ない。国籍も中国やアジア諸国が中心だが、85か国と多様である。

政令指定都市 外国人住民数（2020年3月末）

外国人住民数の推移（静岡市）



[出典]住民基本台帳・外国人登録者数

割合順位	都市名	外国人住民数(人)	(参考)人口総数(人)	外国人割合(%)
1	大阪市	145,720	2,746,983	5.3%
2	名古屋市	87,084	2,324,877	3.7%
3	浜松市	25,848	789,785	3.3%
4	京都市	47,283	1,461,218	3.2%
5	神戸市	49,110	1,529,092	3.2%
~~~~~				
16	静岡市	11,068	688,615	1.6%
17	北九州市	13,871	935,432	1.5%
18	仙台市	13,755	1,061,177	1.3%
19	札幌市	14,656	1,958,408	0.7%
20	新潟市	5,788	786,006	0.7%

[出典]住民基本台帳2020.3月末

### 国籍別・性別・外国人住民数

国籍	公用語	住民数(人)	性別内訳(人)		割合(%)
			男	女	
中国	中国語	2,137	887	1,250	19.3%
ベトナム	ベトナム語	1,781	992	789	16.0%
フィリピン	フィリピン語(タガログ語)、英語	1,320	320	1,000	11.9%
韓国	韓国語	1,165	561	604	10.5%
ネパール	ネパール語	1,137	651	486	10.2%
ブラジル	ポルトガル語	618	335	283	5.6%
ミャンマー	ミャンマー(ビルマ)語	598	286	312	5.4%
インドネシア	インドネシア語	459	296	163	4.1%
スリランカ	シンハラ語、タミル語	410	293	117	3.7%
米国	英語	176	107	69	1.6%
その他		1,296	730	566	11.7%
合計(85 各国)		11,097	5,458	5,639	100.0%

[出典]住民基本台帳2021.3月末

在留資格別では、「留学」の割合が高いことが本市の特色である。また、静岡県の特徴であり県西部に顕著な「定住者」のブラジル、南米系日系人は、本市は特段多くはない。近年は、「技能実習」の増加が著しいことが分かる。

## 在留資格別 在留外国人数(上位)

在留資格	説明	静岡市	静岡県	全国
		人数(人) 全体に占める割合	人数(人) 全体に占める割合	人数(人) 全体に占める割合
永住者	・永住許可を受けた者 ・活動制限なし	2,894 26%	38,176 38%	793,164 27%
留学	・大学、専門学校、日本語学校等の学生 ・資格外活動許可による一定範囲内での就労可	1,978 18%	4,196 4%	345,791 12%
技能実習	・技能実習生	1,692 15%	15,943 16%	410,972 14%
特別永住者	・在日朝鮮人・韓国人・台湾人とその子孫 ・入管特例法に規定	1,118 10%	3,198 3%	312,501 11%
技術・人文知識・国際業務	・機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、 語学講師等	796 7%	4,952 5%	271,999 9%
家族滞在	・就労資格等で在留する外国人の配偶者、子 ・資格外活動許可による一定範囲内での就労可	638 6%	2,807 3%	201,423 7%
日本人の配偶者等	・日本人の実子、配偶者、特別養子 ・活動制限なし	613 6%	6,079 6%	145,254 5%
定住者	・日系3世、外国人配偶者の連れ子等 ・活動制限なし	556 5%	19,441 19%	204,787 7%

[出典]e-Stat 2019.12月末、出入国在留管理庁資料

## 在留資格別 外国人数の3年間推移(静岡市)

区分	2018年3月	2021年3月	3年間増加率	3年間増加人数
身分又は地位に基づく在留資格	3,785	4,035	6.6%	250
留学	1,549	2,071	33.7%	522
技能実習	1,039	1,716	65.2%	677
専門的・技術的分野の在留資格	976	1,343	37.6%	367
特別永住者	1,146	1,040	-10.2%	-106
その他	643	892	38.7%	249
合計	9,138	11,097	21.4%	1,959

[出典]住民基本台帳 6

外国人住民の居住区は、区ごとに特色がある。駿河区は他と比べて約5,000人弱と多く、特に「留学」、ベトナムやネパール国籍の者が多い。清水区は、ブラジル、ペルーなどの南米出身の「定住者」が多い。

## 国籍別・在留資格別 外国人住民数(区ごと)

### 葵 区

国籍	人数
中国	557
韓国	445
フィリピン	420
ベトナム	409
ネパール	332
スリランカ	172
インドネシア	161
ミャンマー	122
米国	69
ブラジル	50
その他	317
合計	3,054

在留資格	人数
永住者	827
留学	572
特別永住者	376
技能実習	369
技術・人文知識・国際業務	224
日本人の配偶者等	178
家族滞在	149
定住者	137
その他	222
合計	3,054

### 駿河区

国籍	人数
ベトナム	839
中国	826
ネパール	721
フィリピン	534
韓国	470
ミャンマー	444
インドネシア	194
スリランカ	177
バングラデシュ	104
ブラジル	100
その他	507
合計	4,916

在留資格	人数
留学	1,398
永住者	1,004
技能実習	559
特別永住者	463
技術・人文知識・国際業務	456
家族滞在	320
日本人の配偶者等	201
定住者	163
その他	352
合計	4,916

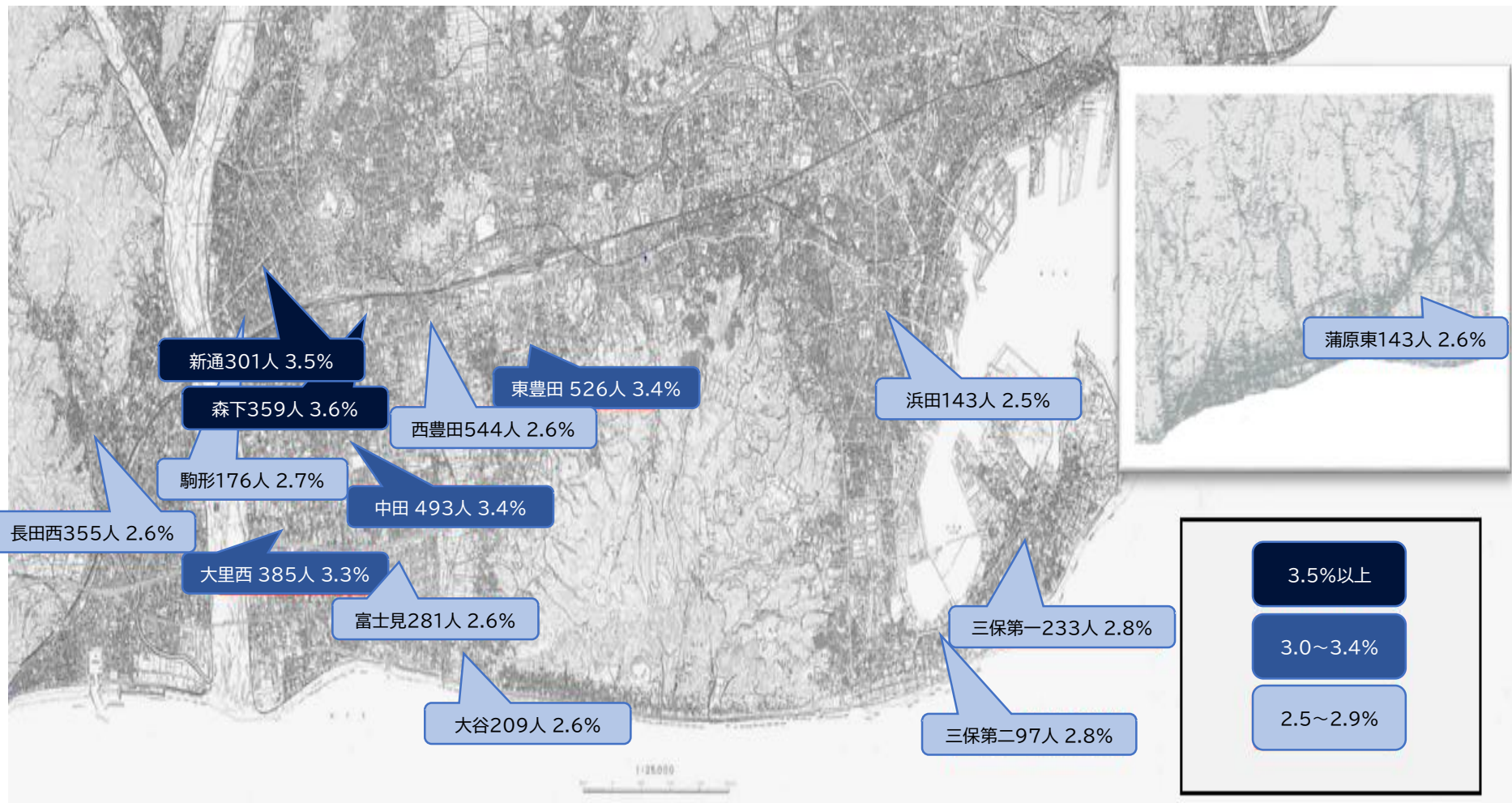
### 清水区

国籍	人数
中国	754
ベトナム	533
ブラジル	468
フィリピン	366
韓国	250
インドネシア	104
ネパール	84
ペルー	68
スリランカ	61
タイ	55
その他	384
合計	3,127

在留資格	人数
永住者	997
技能実習	788
技術・人文知識・国際業務	264
日本人の配偶者等	212
定住者	204
特別永住者	201
家族滞在	114
留学	101
その他	246
合計	3,127

学区別にみると、外国人住民割合が多い地域は、「森下」や「新通」が高い。人数は、東豊田、西豊田、中田などが多い。

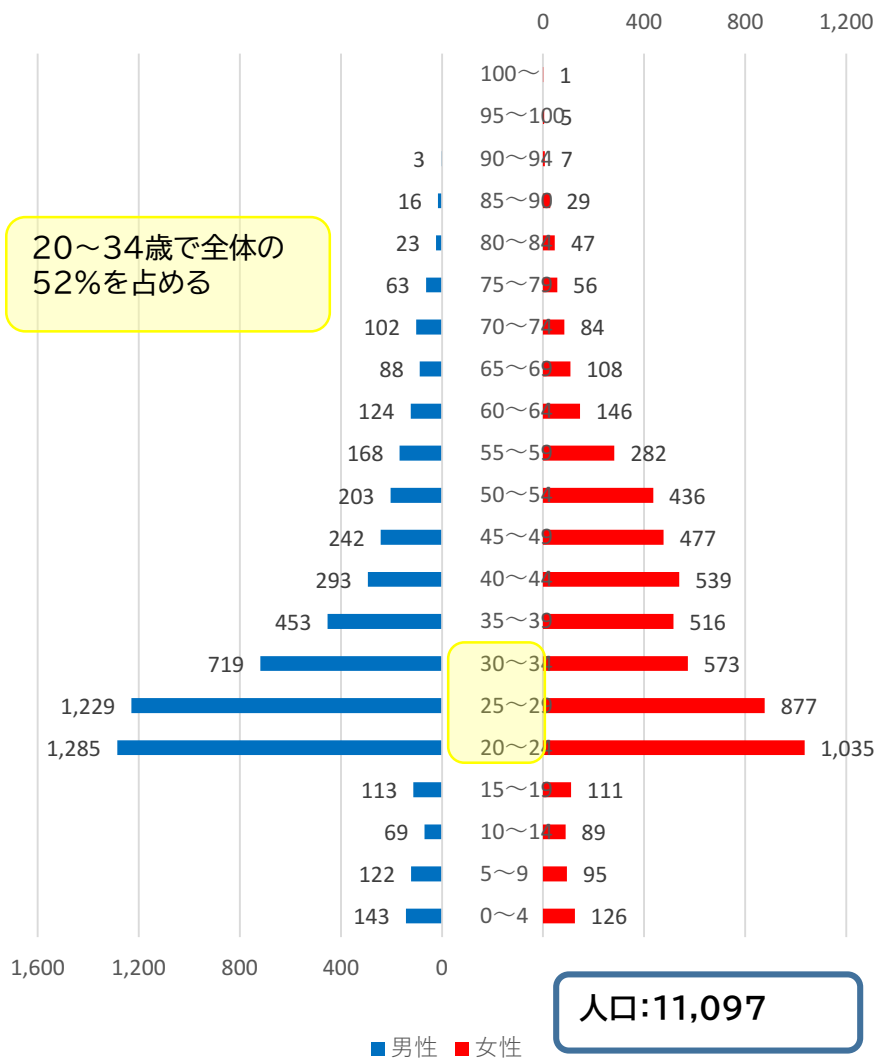
## 外国人住民が多く居住する地域（人口に占める割合が2.5%以上）



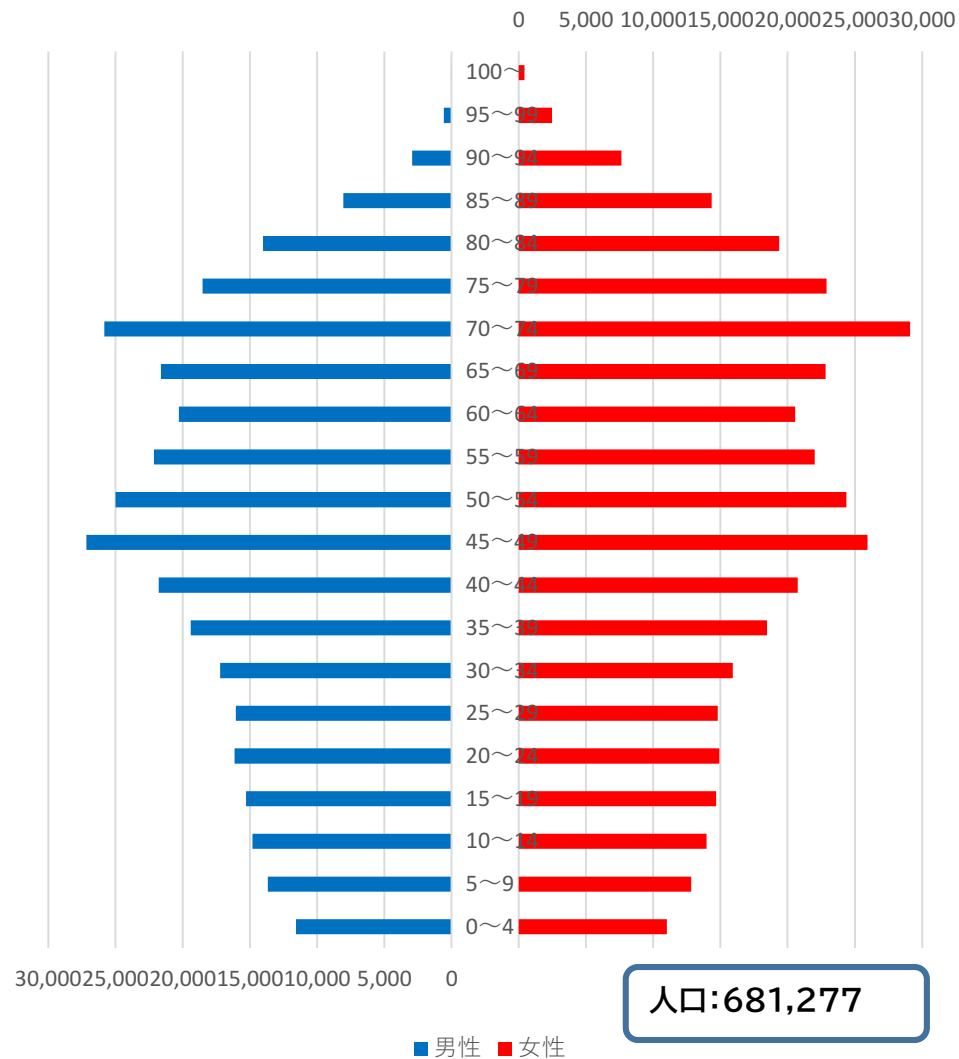
[出典]住民基本台帳 2021.3月末

外国人住民は、20代から30代前半の若い世代が多い。

外国人住民 年齢別人口



日本人 年齢別人口





## 統計情報からみる静岡市の特徴

- ◆ 外国人住民は、アジア出身者中心だが、国籍は多様で人数は近年急増している。
- ◆ 他の政令指定都市と比較して、人口に占める外国人住民の割合は低い。
- ◆ 在留期間や活動に期限のない「永住者」が、外国人住民全体の4分の1を占める。
- ◆ 大学、専門学校、日本語学校に通う留学生の割合が、他都市に比べて顕著に高い。
- ◆ 区ごとの外国人住民数は、学校が多い駿河区が最も多い。
- ◆ 浜松市や県内西部のように、清水区に一部、南米出身日系人の集住がみられる。
- ◆ 市内に散在して居住している。外国人住民が多い地域は人口比3%を超える。
- ◆ 年代は、20代から30代前半が半数超を占める。

# 3 外国人住民アンケート

対象：静岡市在住の18歳以上の外国籍市民（無作為抽出）  
調査方法：調査依頼（8か国語）と調査票（フリガナ付き日本語）を郵送  
郵送またはインターネット（8か国語回答フォーム）で回答  
期間：令和2年10月14日～11月10日  
調査回収結果：発送数 3,000 有効回収票 890(29.7%)

## ◆ 回答者の基本属性から

- ・3割が永住資格を有する。
- ・半数弱が今後もずっと日本で暮らす意欲を持つ。

## ◆ 日本語能力について

- ・8割以上が日本語で日常会話が可能。
- ・日本語を全く読めない・書けないのは5%と少ない。
- ・半数が日本語学習に意欲がある。

## ◆ 仕事について

- ・8割が働いている。
- ・そのうち4割は仕事に不満がない。

## ◆ 地域とのかかわりについて

- ・3割が自治会・町内会に加入している。
- ・4割が地域活動にも何も参加していない。
- ・日本語・日本文化を習う活動への参加意欲が高い。
- ・災害に備えて日本人と知り合いになりたい意欲がある。

## ◆ 生活上の悩みについて

- ・日本語や老後を悩みと考える者が多い。
- ・4割が差別された経験を持つ。
- ・医療での困りごとは言葉の問題。
- ・日本にいる家族や日本人の友人が相談相手となっている。

## ◆ 子育てと教育について

- ・4人に1人が中学生以下の子どもを持つ。
- ・子どもは7割が幼稚園や学校に通う。
- ・子どもに母語・母文化を教えたい希望が高い。
- ・6割が子どもには日本で高等教育を望む。

## ◆ 静岡市について

- ・8割が静岡市を暮らしやすいと感じている。
- ・市役所窓口に「やさしい日本語」の使用を望む。
- ・静岡市国際交流協会の認知度は2割。

## ◆ 防災について

- ・防災の知識はインターネットで探す。
- ・市には避難場所の情報提供を望む。

## ◆ 静岡市政について

- ・生活に必要な情報源は、日本人の知り合いや日本にいる家族・同僚、テレビ・ラジオ、インターネット、YouTube。
- ・市役所手続きの多言語表示、情報発信を希望。

## ◆ 学校・進路について

- ・国籍別に在籍する学校の種類に違い。
- ・よい学校・よい環境から静岡市を選ぶ。
- ・進路は学校の先生や友人知人と相談。
- ・過半数が卒業後は日本での就職を望む。
- ・自分の専門を生かせる正社員を希望。
- ・3人に1人が静岡市での就職を希望。
- ・就職にあたり、外国人を雇用する企業かどうか  
がわからないという不安がある。

## 4 日本人住民アンケート

16歳～75歳の2,000人（無作為抽出）を対象に、現在実施中  
7月上旬までに、集計・分析予定

項目	No.	設問
回答者の属性	1	住所（区）
	2	性別
	3	年代
	4	職業
多文化共生の重要度	5	多文化共生が重要であると思うか
	6	（重要であると思う理由）
多文化共生に係る経験	7	市内に住む外国人住民と知り合った経験やきっかけ
	8	外国人住民との関わりで生活上、困ったと感じたこと
	9	まわりで外国人への差別を見たり、聞いたりした経験
	10	（差別の場面）
多文化共生への意識	11	外国人住民と日本人住民が、お互いを尊重し、より良い関係を築くためには、どうしたらよいか
	12	多文化共生について市は外国人住民へどのような取組をしたらよいと思うか
	13	市は日本人住民へどのような取組をしたらよいと思うか
	14	多文化共生について関心があること
国際化に係る経験	15	国際交流の経験や海外との関わり
国際化への意識 （姉妹都市交流を含む）	16	国際交流や海外との関わりについて関心があること
	17	姉妹都市・友好都市の認知度
	18	姉妹都市・友好都市とどのような交流を進めたらよいと思うか
	19	国際化について市はどのような取組をしたらよいと思うか
その他	20	自由意見、外国人との関わりで嬉しかったことなど

# 5 関係団体ヒアリング

労働力としての技能実習生のニーズがある。日本語教師の人材不足が課題。来日した者が生活していくオリエンテーションに必要な資料の用意が行政に求められている。留学生が日本人と交流する機会を増やしていく必要がある。

ヒアリング先	結果概要
外国人を雇用している事業所 7件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミャンマー人の技能実習生が障がい者への対応で勤務している。</li> <li>・11月に新たに2名来る予定であったが、コロナ禍で来日できていない。また見通しもわかっていない。</li> <li>・今後技能実習生を増やしていきたい。</li> <li>・人手不足感あり。高卒の人材雇用が困難。今までは、派遣会社で対応していたが、技能実習生を受け入れている。</li> <li>・何かあったとき、通訳が欲しい。かつては、ベトナム人学生を雇っていた。</li> </ul>
留学生が通学する日本語学校、専門学校、大学 9件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの分別、騒音(声、音楽等)の問題がある。</li> <li>・病院の受診は難しい。最初は職員が付き添う。</li> <li>・日本人と交流機会を増やすため、ホームステイを増やしたい、大学や国際交流団体とのマッチングをしたい。</li> <li>・市役所の手続きなど、多言語翻訳のオリエンテーション用資料を市で用意されるとうれしい。(学校単独で資料を準備することが大変)</li> <li>・日本語教師の人材不足が問題。</li> <li>・新型コロナのアルバイトへの影響、食品工場などは問題なかったが、レストランは休業で影響が大きかった。</li> <li>・「コロナにかかった人と同じ国だから来ないで」、「PCR検査を受けてから来て」とバイト先から言われた生徒もいる。</li> <li>・学生も今年は減ったが、4月入学予定の学生が、秋にようやく入国できてきている。</li> </ul>
技能実習生を監理する監理団体 2件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技能実習生の生活相談は、主に監理団体で対応。</li> <li>・通訳がついている。</li> <li>・ゴミ出しは、母国との基準が違うため、しっかり教えている。</li> <li>・相談内容としては、体調不良、技能検定などについてが多い。</li> <li>・日本語ニーズは多くない。</li> </ul>
外国人が多く居住する地域の自治会・町内会	<p>※2021年度調査予定</p>

# 6 多文化共生推進計画 ～多文化共生関連事業～

今後、計画の進捗状況調査（令和2年度実績、3年度計画）を実施し、それを踏まえ成果目標の達成状況を確認

## 多文化共生のまち しずおかプラン （静岡市多文化共生推進計画）

ともに生きる

ともに学ぶ

ともに創る

計画に位置付け、143の関連事業(2020年度現在、再掲含む)を推進

8年後(2022年)の目指す姿  
誰もが安心して暮らせ  
ともに創る多文化共生のまち  
～文化や習慣の違いを社会の活力に～

【成果指標】

- ・外国人の防災訓練等の参加者数
- ・「多文化共生が重要である」と考える人の割合
- ・外国人人材バンクの登録者・活動者数

## ともに生きる ～生活の安定につながる生活基盤の整備・充実～

事業例 ※国際交流課所管分

### 行政情報の多言語化

- ・生活に必要な行政サービスを適切に受けられるよう、行政情報を外国語に翻訳して、パンフレット、広報紙、Facebookなどで発信。



### 外国人住民防災対策

- ・外国人住民へ災害や防災に関する意識啓発、セミナー開催。
- ・発災時には、「災害多言語支援センター」を開設、多言語による情報の提供など外国人の支援体制を整備。





- ・静岡市に暮らす在住外国人の困りごとを一元的に相談できる窓口を設置。外国語相談員、通訳タブレット端末により14言語で対応。
- ・相談対応件数:1,391件(2020年度)



## <相談の例>

国籍	言語	カテゴリー	相談内容	対応
ブラジル	ポルトガル語	国保	解雇されたため、社保から国保へ切り替えをしなければならない。いつ、切り替えれば良いのか知りたい。	保険証を会社に返却した際に脱退届をもらい、国民年金課まで手続きに来るように伝えた。
ペルー	日本語	困窮/生活保護	コロナの影響で昨年秋に失業。現在、溶接のアルバイトをしている。国民年金保険料を滞納しているが、分割で納めていきたい。	福祉債権収納対策課へ同行。分割の額を相談して決定した。コンビニで利用可能な納付書を発行してもらうことになった。
日本	日本語	生活(ゴミ、自治会)	ベトナム人技能実習生が、ごみの分別をきちんとせず、近隣とトラブルになっている。ベトナム語のごみの分別パンフレットはないか。	収集業務課に問合せ。ゴミの分別パンフレットのベトナム語版は無く、また、現時点では作成する予定もない、との回答だった。

←日本人ではわかる制度、外国人にとっては難しいことも多い

←税金の分納の相談も多い

←日本人からの相談もある

## 地域日本語学習の支援

- ・外国人住民が生活に必要な日本語を習得できるよう、日本語教室を開催。
- ・静岡市国際交流協会、ボランティア団体が運営。
- ・地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進。



## 国際理解講座

- ・国際交流員(中国・フランス・南アフリカ)が、こども園や生涯学習施設などで国際理解講座を実施し、外国の文化に触れる機会を提供。



## ともに暮らす外国人から学ぶ国際理解講座

- ・地域の外国人住民や留学生を講師に迎え、地域で、日本での生活の体験談や、日本で暮らして困りごとなどを発表。
- ・地域からの、日本人の多文化共生意識の向上を図る。
- ・2021年度は外国人住民が比較的多い市内3カ所で開催。  
(駿河区森下小学区、長田地区、清水区三保第二学区)



# ともに創る ～外国人住民の自主的参加と連携・協働による多様性の強みを活かした地域づくり～

## 静岡わいわいワールドフェア

- ・毎年11月最終日曜日に青葉シンボルロードで開催。ステージパフォーマンス、飲食、ブースを通じて外国人と日本人が交流し、多文化共生意識の向上を目指す。



## 多文化共生サポーター養成講座

- ・日本人と外国人住民の交流を促進し、地域の支え合いを推進する「多文化共生サポーター」を養成。
- ・静岡シチズンカレッジこ・こ・に専門課程
- ・修了生 21人(2020年度)



## 静岡市多文化共生協議会

- ・参政権のない外国人住民中心による14名の委員で構成。
- ・2019～2020年度は「教育・学び」、「地域での生活と防災」、「医療・介護」をテーマに協議し、市長に提言書を提出。
- ※2021年度は、日本人市民を公募するなど組織体制を一部変更





# 7 多文化共生協議会からの提言

昨年度は、「母語教育の充実」、「入学進学情報の多言語化」、「国際理解教育の充実」、「外国人向け情報提供方法の見直し」、「自治会情報の充実」、「防災訓練への参加促進」、「医療の受診等支援ツール作成」、「医療情報提供の充実」「外国人介護人材の育成」が提言された。今後、対応策の検討を要する。

2019・2020年度(平成31・令和2年度)

## 1 教育・学びについて

	提言の具体的内容	対応・関連事業
①	自分のアイデンティティを大切にするため、母語を学ぶことができる機会や場所をつくる	・外国語資料(書籍)の収集、貸出し ・ネイティブスピーカーによる読み聞かせ会の実施(年3回程度)
②	子どもが入園・進学する際の手続きや制度紹介について、「やさしい日本語」や英語による進学ガイダンス、書類の多言語化、動画作成を行う	・日本語を母語としない子と親のための高校進学ガイダンスの開催
③	日本人も外国人も、子どもから大人までいろいろな世代が各国の文化を学ぶ機会や場所をつくる	・生涯学習施設において、異なる文化・習慣を学び、多文化共生意識を育む講座の開催

## 2 地域での生活と防災について

①	市民サービスの情報提供の方法を見直し、情報をデジタル化してホームページやSNSなどで発信する	・市多言語ページ、(一財)静岡市国際交流協会ホームページにリンクするQRコード付チラシを作成 ・市多言語ページの拡充
②	自治会・町内会について分かりやすく情報発信をする	・「自治会・町内会に入りましょう」パンフレットを6言語で発行。 ・市および(一財)静岡市国際交流協会のFBページで外国人へ周知。
③	外国人が参加しやすい防災訓練(訓練内容・情報提供方法)を考える	・防災訓練の案内を多言語で、SNS等を使い外国人コミュニティへ参加の呼びかけする。 ・災害の少ない国から来た外国人にも分かりやすい講座の実施。

## 3 医療・介護について

①	患者が、病院、薬局、ドラッグストアなどで、体の痛みなどを適切に伝えられるよう、イラストや写真入りの多言語指差し会話ツールを用意し、普及する	・医療機関を対象とした外国人患者の受入についての事業は厚生労働省・県が実施 ・市民対象の取組はなし
②	日本語が苦手な人にも対応できる医療機関のリストや、外国人向けの「医療の受け方ガイド(講習、動画)」を作成する。また、健康診断の情報について、多言語で提供する	・医療機関を対象としたリスト作成や外国人患者受入対策は厚生労働省・県が実施 ・「健診ガイド」の多言語化
③	介護が必要な外国人が増加していくことに備え、異文化を理解できる外国にルーツを持つ介護職員が、介護施設で長く働けるように介護職員の支援をする	・本年度新規で県が「研修交流会」を開催 市内外国人介護職員延べ36人が参加 ・介護事業所への情報提供などで県と連携

市長との意見交換 メモ用紙

MEMO